

標本抽出方法及び結果の推定方法

1 標本設計の概要

平成10年住宅・土地統計調査は、平成7年国勢調査調査区を第1次抽出単位とし、抽出された標本調査区を分割して設定した単位区を第2次抽出単位とする層別2段集落抽出法によって行った。

標本調査区の抽出に当たっては、都道府県、市部、郡部、市、13大都市の区、大都市圏及び都市圏のそれぞれについて十分な結果精度が得られるよう、地域ごとに異なる抽出率を適用した。

なお、平成7年国勢調査調査区のうち、刑務所・拘置所等のある地域（国勢調査調査区番号の後置番号5）、自衛隊地域（同6）、駐留軍地域（同7）及び水面（同9）の調査区は抽出の対象から除外した。

2 調査単位区の抽出方法

(1) 国勢調査調査区の層別

平成7年国勢調査の結果に基づき、主として「住宅の所有の関係別割合」及び「住宅の広さ」により、表1の層別基準により26層に分類し、これに仮設住宅地域^{注1)}及び新設集団住宅地域^{注2)}を加えて28層とした。

(2) 標本調査区の抽出

市及び13大都市の区については市区ごとに、町村については都道府県ごとに、それぞれ定められた抽出率により系統抽出した。

抽出率は、前述のとおり結果表章の地域ごとに必要な標本数を配分するため、人口規模^{注3)}等により表2のとおりとした。

(3) 調査票乙を配布する調査区の指定

調査票乙を配布する調査区の指定に当たっては、調査票乙のみの調査事項について十分な結果精度が得られるよう、神奈川県及び福岡県については県庁所在市、政令指定都市とそれ以外の地域ごとに、神奈川県及び福岡県以外の都道府県については県庁所在市とそれ以外の地域ごとに、抽出した標本調査区の中からそれぞれ定められた抽出率により系統抽出した。

(4) 調査単位区の抽出

抽出された標本調査区を、原則として二つの単位区に分割し、そのうちから一つの単位区を無作為に抽出して調査単位区とした。

ただし、住戸数が35戸以下の標本調査区については分割を行わず、66戸以上の標本調査区については一つの単位区がほぼ25戸になるよう三つ以上に分割した。

注1) 阪神・淡路大震災に係る仮設住宅が概ね40戸以上建設された地域

注2) 平成7年国勢調査以後、住宅が集団的に50戸以上新設された地域

注3) 抽出率の適用に当たっての市区町村の人口は平成9年10月1日現在の行政区域における平成7年国勢調査人口によった。

ただし、調査結果は、平成10年10月1日現在の行政区域により表章している。

3 結果の推定方法

表章地域ごとに平成10年住宅・土地統計調査調査単位区別の調査結果に、その調査単位区を含む標本調査区に適用された抽出率の逆数と標本調査区における調査単位区抽出率の逆数の積を乗じて合算し、平成10年10月1日現在の市区町村別人口に基づいて比推定を行った。

なお、調査票甲・乙に共通した調査事項のみで集計する結果表の推定値については、甲・乙両調査票の全数を用いて推定したが、調査票乙のみの調査事項に関する結果表は調査票乙のみで推定した。この結果、同一の集計項目であっても結果数値が異なることがある。

4 推定値の精度

この報告書に掲載した都道府県及び市・区の推定値の標準誤差率は表3、表4及び表5に示すとおりである。これらの表に示されている標準誤差率は10組の副標本を用いて計算し、項目ごとのこれらの計算値に曲線を当てはめ、平均的に評価したものである。

ここに示す標準誤差率とは、全数調査をすれば得るのである。すなわち、推定値を中心として、その前後ば、その区間内に真の値があることが約68%の確率での区間内に真の値があることが約95%の確率で期待さ

推定値の統計調査の結果は、標本調査によって得られた推計値であるので標本誤差を含んでおり、全数調査をすれば得とが約95%の確率で期待される。

なお、標準誤差率は、世帯数、住宅数などの実数値に対して適用されるものであり、1住宅当たり居室数、一人当たり居室の畳数などの平均値及び増加率、割合などの計算値に対しては適用できない。

表1 国勢調査調査区の層別基準及び層符号

層別基準			調査区の層符号	
平成7年国勢調査調査区（一般抽出調査区）	後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区		0 1	
	世帯数が0の調査区又は換算世帯数が15世帯以下の調査区		0 2	
	3階以上の共同住宅の世帯数が90%以上の調査区	間借り等の世帯数が5%以上の調査区		0 3
		給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		1 1
		公的借家に居住の世帯数が50%以上で、調査区内の1世帯平均延べ面積が	50㎡未満	1 2
			50㎡以上	1 3
		民間借家に居住の世帯数が50%以上の調査区		1 4
		持ち家に居住の世帯数が50%以上で、調査区内の1世帯平均延べ面積が	70㎡未満	1 5
	70㎡以上		1 6	
	換算世帯数が16以上の調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		2 1
		公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区		3 1
		民間借家に居住の世帯数が50%以上65%未満で、調査区内の1世帯平均延べ面積が	50㎡未満	4 1
			50㎡以上70㎡未満	4 2
			70㎡以上	4 3
		民間借家に居住の世帯数が65%以上で、調査区内の1世帯平均延べ面積が	40㎡未満	5 1
			40㎡以上60㎡未満	5 2
			60㎡以上	5 3
		持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満で、調査区内の1世帯平均延べ面積が	70㎡未満	6 1
			70㎡以上90㎡未満	6 2
			90㎡以上110㎡未満	6 3
110㎡以上			6 4	
持ち家に居住の世帯数が80%以上で、調査区内の1世帯平均延べ面積が		90㎡未満	7 1	
		90㎡以上120㎡未満	7 2	
	120㎡以上150㎡未満	7 3		
	150㎡以上	7 4		
その他の調査区		8 0		
仮設住宅地域		9 0		
新設集団住宅地域		9 5		

注1) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号に若いものに分類した。

2) 抽出された一般抽出調査区又は仮設住宅地域内に、新設集団住宅地域がある場合は、その地域を当該一般抽出調査区又は仮設住宅地域の区域から除外した。

3) 換算世帯数 = 二人以上の一般世帯数 + $\frac{\text{一人の一般世帯数} + \text{施設等の世帯人員}}{\text{換算係数}}$

表2 指定調査区の抽出率

地 域		調査区の抽出率		
		層符号02以 外の調査区	層符号02の 調 査 区	
市 部	人口70万以上の市区		1 / 14	1 / 28
	人口60万以上70万未満の市区		1 / 12	1 / 24
	人口50万以上60万未満の市区		1 / 10	1 / 20
	人口40万以上50万未満の市区		1 / 9	1 / 18
	人口35万以上40万未満の市区		1 / 8	1 / 16
	人口30万以上35万未満の市区		1 / 7	1 / 14
	人口25万以上30万未満の市区		1 / 6	1 / 12
	人口10万以上25万未満の市区		1 / 5	1 / 10
	人口5万以上10万未満の市区		1 / 4	1 / 8
	人口5万未満の区		1 / 4	1 / 8
	人口5万未満の市		1 / 3	1 / 6
郡 部	郡 部 調査区数	5000調査区以上の県	1 / 12	1 / 24
		2000～5000調査区未満の県	1 / 10	1 / 20
		2000調査区未満の県	1 / 8	1 / 16

注) 結果精度の確保の観点から、一部の地域については、この抽出率によらず次の抽出率を用いた。

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府及び兵庫県については、「層符号02の調査区」であっても「層符号02以外の調査区」の抽出率とした。

京浜葉、中京及び京阪神大都市圏並びに東京70km圏、名古屋50km圏及び大阪50km圏に含まれる町村は、1 / 6の抽出率とした。

札幌、仙台、広島及び北九州・福岡大都市圏に含まれる町村は、1 / 7の抽出率とした。

浜松、岡山、熊本及び鹿児島都市圏に含まれる町村は、1 / 8の抽出率とした。

また 阪神・淡路大震災の被災に配慮し、兵庫県の一部の地域については上記の抽出率によらず、次の抽出率を用いた。

地 域		抽出率
市 部	尼崎市	1 / 7
	西宮市	1 / 6
	神戸市(東灘区, 須磨区, 垂水区, 北区, 中央区, 西区), 宝塚市	1 / 4
	神戸市(灘区, 兵庫区, 長田区), 芦屋市	1 / 3
郡 部	北淡町	1 / 4